

明治大学大学院商学研究科 博士学位取得のためのガイドライン

課程博士

【本研究科で授与する学位】

商学専攻 博士（商学）

Doctor of Commerce

【博士学位請求の要件】

在学期間

- (1) 本研究科博士後期課程に3年以上（見込を含む）在学し、所定の研究指導を受けていること。
- (2) 本研究科博士後期課程に3年以上在学し、所定の研究指導を受けた後退学した者にあつては、入学年月日から起算して8年以内に限り、研究科委員会の許可を得て再入学し、課程博士の学位を請求できるものとする。

修了要件

- (1) 指導教員による必要な研究指導を受けなければならない。
- (2) 指導教員が担当する授業科目2科目4単位を含む12単位以上を修得しなければならない。
- (3) 指導教員が必要と認めた場合には、研究科間共通科目を履修することができる。

研究業績

原則として、本研究科博士後期課程に入学してから学位請求書の提出時点までにおいて、学外の査読付き学術雑誌、本研究科の『商学研究論集』、本学商学部の『明大商学論叢』、本学社会科学研究所の『明治大学社会科学研究所紀要』等の学内誌に掲載された論文4編以上を必要とする。

ただし、学位請求書の提出時点までにおいて、掲載が決定している論文については、これを含めることができる。

研究倫理教育の受講

本学が定める研究倫理教育を受講していること。

研究指導

以下に掲げる本研究科学位請求までのプロセスを経ているものとする。

【学位請求までのプロセス】

研究指導

入学時に決定している指導教員が研究指導の責任を負う。

指導教員による必要な研究指導を受けたうえ、専修科目によって博士学位請求論文を作成する。

- (1) 1年次の4月に、指導教員の助言に基づき、博士学位請求論文作成のための研究計画を立てる。
- (2) 研究においては、査読付学術誌等への掲載や、全国的または国際的な学会での発表を目標とする。
- (3) 2年次に中間発表を行い、教員、大学院生からコメント・意見を得る。指導教員が必要と認めた場合に、研究計画の修正・見直しを行う。
- (4) 3年次の4月に、指導教員と相談の上、博士学位請求予定者登録を行う。
- (5) 3年次の7月に研究科主催の「博士学位請求論文事前報告会」で論文内容を報告し、学外研究者（OBなど）、教員、大学院生などからコメント・意見を得る。このことにより、論文の改善をはかる。

【博士論文に求められる要件】

「課程博士の学位」論文は、最先端の高度な商学関連知識を修得し、専攻分野における自立した研究者として国内外で研究活動を展開し得る、革新的で論理的な知識の創造力が認められるものでなければならない。さらに、本研究科の博士論文として、相応の質・量、内容・水準を備えたものでなければならない。具体的な博士論文の要件として、以下の項目があげられる。

- (1) 独創性
- (2) 研究テーマの学問的意義・適切性
- (3) 体系性
- (4) 先行研究の綿密な調査
- (5) 理論的分析または実証的分析
- (6) 論旨・主張の統合性と一貫性
- (7) 形式的要件

【博士学位請求時の提出書類・提出期日等】

提出書類

- (1) 学位請求論文
- (2) 論文要旨（4,000字程度）
- (3) 学位請求書（本学所定様式）※指導教員の署名を得ること。
論文題名は、邦文、欧文、双方を記すこと。
（欧文が英文以外の場合、英文題名も付すこと。）
- (4) 履歴書（本学所定様式）
暦年は西暦表記とする。
- (5) 業績書（本学所定様式）
暦年は西暦表記とする。
- (6) 明治大学学術成果リポジトリ登録・公開許諾書

提出期日等

- (1) 提出期日：9月下旬の別途定める日まで
- (2) 提出先：大学院事務室（商学研究科担当）
- (3) 審査手数料：不要

【学位審査の概要】

指導教員による承認

博士学位を請求しようとする者は、博士論文提出資格を満たし、指導教員から当該論文の内容・水準・形式について確認及び指導を受け、指導教員が博士学位請求に十分な水準であるとの判断をした場合に、論文を提出することができる。

研究科委員会による受理審査

研究科執行部は提出された学位請求論文について、申請資格と当該論文の形式要件について確認を行う。研究科執行部が提出資格と論文の形式要件を満たすと判断した場合、研究科委員会を開催し、当該論文の受理について指導教員からの推薦をもとに審査し、受理の可否を決定する。

審査委員による本審査

研究科委員会は、学位請求論文としての受理を決定した論文に対して、主査1名及び副査2名以上の審査委員を選出する。

審査委員は、当該学位請求論文を中心としてこれに関連ある科目について、試問の方法により審査を行う。審査終了後、審査委員は研究科委員会に可否の提案とその理由を記した審査結果報告書を提出する。なお、審査委員による審査期間は概ね6ヶ月を標準とする。

学内機関による審査

研究科委員会は審査委員からの報告をもとに、審議のうえ投票により可否を決定する。研究科委員会で合格と認められた者は、大学院委員会の承認を経て、博士学位が授与される。

【学位審査等に関わる教員の責務】

審査委員の構成と責務

審査委員は、指導教員のほか、当該論文に関連ある科目の担当教員2名以上（審査のため必要がある場合は、研究科委員会の議を経て、講師又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力を求めることがある）により構成し、厳正なる学位審査に努めるものとする。

各教員の責務

各教員は、研究科委員会における審査において、当該学位論文を公正かつ客観的に評価し、当該学位の水準を保つよう努めるものとする。

【博士学位論文の公表】

学位論文・審査要旨の公表

博士学位が授与された場合は、当該学位論文の全文、内容の要旨及び審査結果の要旨を所定のウェブサイト（明治大学学術成果リポジトリ）に公表する。

上記の公表は、本学学位規程第 22 条に準拠してこれを行わなければならない。

明治大学学位規程 第 22 条

本大学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から 1 年以内に、明治大学審査学位論文と明記して、当該学位論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に、既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本大学の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本大学は、その論文の全文を、求めに応じ、閲覧に供するものとする。

3 前 2 項の規定による公表は、本大学の定めるところに従って、インターネットの利用により行うものとする。

※ 上記学位規程 22 条 2 項にある「やむを得ない事由がある場合」とは、客観的に見てやむを得ない特別な理由があると本大学が承認した場合をいう。

例 ① 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合

② 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から 1 年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合

③ 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用により博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士学位を授与された日から 1 年を超えて生じる場合

なお、これらの場合においても、やむを得ない事由が解消された際には、速やかに博士論文全文を所定のウェブサイト（明治大学学術成果リポジトリ）に公表しなければならない。

※ 博士学位論文提出にあたり、学位請求者は博士学位論文をインターネットの利用により公表することについての著作権関係上の諸問題を解消しておかなければならない。

例 ○ 刊行物の場合、出版社の了解を得ておくこと。

○ 引用の図版・写真がある場合、著作権者の同意を得ておくこと。

※ 博士学位論文が、特許などの申請に関連する場合、同申請手続きについては論文提出前に行っておかなければならない。なお、手続き方法等について不明な場合は、指導教員の指示を受けた後、各キャンパスの研究知財事務室に相談すること。

本学及び国立国会図書館における公表

- ・ 博士学位論文の要旨及び全文は「明治大学学術成果リポジトリ」に公表される。
- ・ 明治大学学術成果リポジトリに公表された博士学位論文の要旨及び全文のデータは、国立国会図書館において利用に供される。